第1回岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者選定委員会 (会議録)

- **1** 日 時 令和4年7月21日(木)15:00~16:20
- 2 場 所 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター体験学習室
- 3 出席者

委員: 相馬委員(副委員長)、土屋委員、中里委員、平原委員(委員長)(敬称略、五十音順) 事務局: 田中平泉世界遺産ガイダンスセンター所長、佐藤世界遺産課長、久保主査、櫻井主査、 高橋主査

- 4 傍聴者 1名
- 5 会議の内容
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶

【事務局】

佐藤平泉世界遺産課長より挨拶。

【事務局】

事務局から委員及び事務局職員の紹介。

(3) 会議の公開について

【事務局】

会議の開催に先立ちまして、この選定委員会の会議の公開の取扱いにつきましては、

「審議会等の会議の公開に関する指針」の規定により第1回目は公開とし、第2回目の審査の際は非公開とする取扱いをすることとしてよろしいでしょうか。委員の皆様に御検討をお願いします。

【委員】

異議なし。

【事務局】

それでは、今回の選定委員会につきましては、会議を公開することとし、次回の審査の際の選 定委員会は、非公開とする取扱いとすることに決定いたします。

(4) 委員長及び副委員長の選出

委員の互選により、委員長に平原委員長、副委員長に相馬委員を選出。

(5) 議事

ア 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者制度の導入にあたっての基本方針について

【委員長】

それでは、次第5の議事に入ります。(1) 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理 者制度の導入にあたっての基本方針について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料1から資料3により、事務局から説明。

【委員長】

ただ今、事務局から説明がありました基本方針について、皆様から御意見、御質問ありましたら お願いします。

【委員長】

資料1「岩手県立平泉ガイダンスセンター概要」に「研究室等/管理運営」の箇所がありますが、 これは柳之御所と指定管理の区分けになるということでしょうか。

【事務局】

研究室等含む施設に関する部分は指定管理者が管理を行い、出土品等含む県教育委員会の所有品 については、県教員委員会にて取り扱うものとなります。

【委員】

資料2「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター管理形態について」の「1 管理形態について」についてですが、本年度業務委託している事業について、一括して業務委託しているものでしょうか。

【事務局】

一括して一社に業務委託しているものです。

【委員】

本年度の企画展示は何回実施しているものでしょうか。

【事務局】

本年度の業務委託契約の仕様書上は、1回としているものです。

今現在、実施している企画展は、ガイダンスセンター独自で県が直営で実施しているもので、今後予定しているガイダンスセンター1周年記念の企画展については、受託業者で準備しているものとなります。

【委員】

指定管理者が導入される令和5年度以降は、他の館からの借用については、どうなるのでしょうか。

【事務局】

指定管理者において、借用を行うことになります。

【委員】

指定管理者が導入される令和5年度以降の企画展はどのようになるのでしょうか。

【事務局】

企画展の企画実施についても指定管理業務に含まれるため、指定管理者において実施するものとなります。

【委員】

資料2「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター管理形態について」の3 (2) の出土品について、指定管理者が出土品を取り扱うケースについて教えてください。

【事務局】

指定管理業務の中に展示業務が含まれているため、展示業務の中で出土品を取り扱う場合を想定 しているものです。

今現在の常設展示の中にも県所有品の出土品が含まれており、取扱いについては、県教育委員会の指示に従うことと整理したものです。

【委員長】

入館料は無料とありますが、指定管理後も無料で続けるのでしょうか。

【事務局】

当ガイダンスセンターを無料とした理由としては、ガイダンスセンターはゲートウェイ的な役割であり、他の構成資産等へ足を運んでもらうため、広く多くの方に来館していただくことを目的に無料とした経緯があります。第1期の指定管理については、開館間もないこともあり、無料ということで運営していただきたいと考えているものです。

【委員長】

外部がガイダンスセンターの体験学習室を使用したいといった場合は、利用料金を徴収するので しょうか。

【事務局】

利用料金を徴収することは、現時点では想定していないものです。

【委員】

指定管理者において、体験学習室等を有料で貸し出しすることはできないということでしょうか。 【事務局】

有料での貸し出しは想定していないものです。

【委員長】

営利団体が利用させて欲しいという可能性もあるのではないでしょうか?例えば、営利団体が無料で借りて、入場料をとるようなケースは想定しているのでしょうか。

【事務局】

参考資料 5 「平泉世界遺産ガイダンスセンター条例」第 4 条で行為の許可を定めており、指定管理者の許可が必要とされているものです。指定管理者がセンター使用許可を判断することとなります。

【委員長】

企画展において外部から借用する場合の借用料も指定管理料に含まれているのでしょうか。

【事務局】

展示業務も指定管理業務に含まれているため、指定管理料に含まれているものです。

【委員長】

企画展示を企画する場合も予算に見合ったもので実施するのでしょうか。

非常に高価なものを借用して、展示する場合は非常にお金がかかると思いますが、そのような場合も指定管理者が企画実施するという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

指定管理者が企画実施していくものとなります。

【委員長】

他に御意見、御質問ありますでしょうか。

【委員】

なし

【委員長】

指定管理者の選定にあたっての基本方針(案)の検討を終わりとします。

イ 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者募集要項案について

【委員長】

続きまして、議事(2)岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者募集要項案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料4「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター募集要項(案)」及び資料5「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営業務仕様書(案)」により説明。

【委員長】

今説明がありました内容について、委員の皆様から何か御質問や御意見がありましたらお願いします。

【委員】

仕様書 P10 の「指定管理者に対する監督・監査」について、通常の監督は誰が行うのでしょうか? 県直営部分の調査研究で駐在する職員が監督するのでしょうか。

【事務局】

柳之御所遺跡に関する調査研究については、同じガイダンスセンター内に入るものですが、機能 としては別という整理をしており、監督・監査については、所管課であります文化振興課で行うも のとなります。

【委員】

仕様書 P12 に敷地内及び建物全体とありますが、敷地というものはどこまでを指すものでしょうか。

【事務局】

募集要項P2「対象施設」(3) ウの(ア) から(エ) となるものです。

ガイダンスセンターの建築平面図しか添付しておりませんでしたので、駐車場を含む図面を添付することといたします。

【委員長】

仕様書P6「施設の利用促進」(2) にミュージアムショップを含む自主事業について明記されておりますが、自主事業での収益については、指定管理者の収益になるのでしょうか。

【事務局】

自主事業により発生した収入は、指定管理者の収入になります。

【委員長】

その収入については、指定管理者の利益としてよろしいでしょうか。

【事務局】

収入については、指定管理者の利益としてよいものです。

自主事業については、指定管理者が自前で実施し、それで発生した収益は指定管理者の収入となるものです。

【委員】

修繕費については、100万円を超える場合は県と協議としておりますが、これは岩手県の指定管理施設についての、共通した基準でしょうか。

【事務局】

他施設を参考に100万円を超える場合は県と協議することで、整理したものです。

【委員】

あまり金額が高いと小さい規模の修繕をしない傾向があり、他県の例では、20万円以上は県と協議することとしています。それでもなかなか修繕が進まないと聞いています。100万円はハードルが高い印象がありますが、いかがでしょうか。

【事務局】

もう一度他の施設の状況等確認し、精査することとします。

【委員長】

指定管理の管理運営等の技術やノウハウの蓄積はどのように考えてますでしょうか。

例えば、指定管理者が後に変更になった場合、事業報告書のみでは人材育成を含む管理運営の技 術やノウハウの継承ができないのではないでしょうか。

【事務局】

指定管理者の評価の中に、そのような項目を含めていきたいと考えております。

【委員長】

せっかく高いお金で委託するので、管理運営の技術やノウハウ等がしっかりつながるようにしていただきたい。

【委員】

指定管理者が変わった場合の引継ぎについても明記する必要があるのではないでしょうか。

【事務局】

仕様書 P11「その他」(3) に引継ぎについてという項目はありますが、引継ぎに協力する旨を追記することといたします。

【委員長】

指定管理者が退去する際(指定管理をとかれた際)は、全部復元することになるのでしょうか。 【事務局】

仕様書 P10「23 原状回復義務」を設けており、原則、原状回復することになります。

【委員長】

仕様書P8「13職員配置」については、申請の際に記載させるものでしょうか。

【事務局】

申請書に職員体制の提案箇所があり、提案の中に含まれるものとなります。

【委員】

同じく職員配置についてですが、学芸員有資格者または学芸員に相当する職員を配置することと ありますが、分野は特定しなくていいのでしょうか。

現行案では、分野が広すぎる印象を受けます。

【事務局】

当ガイダンスセンターの目的に沿った職員を配置できるよう、記載の見直しをすることとします。

【委員】

仕様書P3に「出土品」とありますが、県所有品は出土品と限定して大丈夫でしょうか。

【事務局】

ここで想定しているのは、県の発掘調査で出土した出土品が収蔵施設に保管しているため、それらの温湿度管理については、県が示した温湿度の範囲内で維持・調整するように整理したものです。 ただ、御指摘のとおり、出土品に限定されるとは限らないことから、記載については、収蔵施設の温湿度管理など表現を吟味することとします。

【平原委員長】

ネーミングライツ等、別の冠をつけることはできるのでしょうか。

【事務局】

現時点では想定しておりません。

【委員長】

ありがとうございました。他にありますでしょうか?

特にないようでしたら、募集要項案についての検討を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【委員長】

ありがとうございました。次のその他ですが、委員の皆様から議題として取り上げたいことがありましたらお願いします。

【委員】

なし

【委員長】

ありがとうございます。それでは、本日の議題の全てをこれで終了させていただきます。

事務局にあたっては、委員の皆様から御意見等あった箇所の表現等を検討し、募集要項等への反映をお願いします。以上で、議長の任を終了させていただきます。

6 その他

なし

7 閉会

【事務局】

平原委員長様、議長をお努めいただき、大変ありがとうございました。

本日委員の皆様から頂戴しました御意見を踏まえ、募集要項について取りまとめ、修正等がある場合は、委員長にお諮りし、その取扱いを決定することとしたいと考えておりますので、御了解をいただきたいと存じます。

次回の選定委員会は9月に指定管理者候補団体の審査を予定しておりますので、よろしくお願いします。